## 仕様書

吉賀町交流施設の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲は、この仕様書による。

- 1 運営方針
  - 指定管理者は管理運営をするにあたり、次に掲げる事項を遵守すること。
  - (1)地方自治法、吉賀町長瀬峡自然公園条例及び吉賀町安蔵寺山登山口周辺滞在施設条例、吉賀町なつめの里交流館条例、吉賀町ふれあいホール条例、吉賀町林産物展示販売所条例(以下「条例」という。)をはじめ募集要項・関係法規の遵守に掲げる法令の内容を十分に理解し、各施設の設置理念に基づいた管理運営を行うこと。
  - (2)公の施設であることを念頭におき、特定の個人や団体に有利又は不利になる取り扱いをしないこと。
  - (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減及び省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発 生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
  - (4) アンケート等を実施し、利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。
  - (5) 個人情報の適切な管理を行うこと
  - (6) 吉賀町と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- 2 管理の基準
  - (1) 主な管理項目とその基準

施設名	頃日とての基準
吉賀町長瀬	▶建物等に関すること
自然公園	〇施設点検、管理 定期
	・屋外トイレ(3~11月)
	清掃・利用状況に応じて
	点検 トイレットペーパーの補充、蛍光灯の交換等
	・草刈 8回/年
	・低木等の伐採
	・その他
	〇設備点検、保守 定期
	・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り・法定検査):外部委託可能
	・電気自家用工作物
	・その他
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	○その他
	▶事業に関すること
	・受付、現地対応(3~11月)
	○その他
	▶団体に関すること
安蔵寺山麓	▶建物等に関すること
ゴギの郷ロ	〇施設点検、管理 定期
グハウス村	・トイレ管理
	清掃 随時 点検 トイレットペーパーの補充、蛍光灯の交換等
	・低木等の伐採
	・その他
	〇設備点検、保守 定期
	・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り):外部委託可能
	・その他
	〇備品管理、保全
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)

	〇その他
	≫事業に関すること
	・受付、施設の開閉、鍵の受け渡し
	○その他
	▶団体に関すること
	○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
高尻川リバ	
ーサイドロ	〇施設点検、管理 定期
グハウス村	・清掃 随時
	・草刈 8回/年
	・低木等の伐採
	・その他
	〇設備点検、保守 定期
	・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り):外部委託可能
	〇備品管理、保全
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	〇その他
	▶事業に関すること
	・受付、施設の開閉、鍵の受け渡し
	○その他
	▶団体に関すること
	○陽孫法令等 旅館業法(簡易宿泊)、消防法 他
	〇その他
なつめの里	○この他 >建物等に関すること
	○施設点検、管理 定期 →
	<ul> <li>・草刈 8回/年</li> </ul>
	・低木等の伐採
	・その他
	│ ○備品管理、保全
	〇設備点検、保守 定期
	・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り):外部委託可能
	・その他
	○簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	▶事業に関すること
	・受付、施設の開閉、鍵の受け渡し
	○その他
	▶団体に関すること
	〇関係法令等 旅館業法、消防法 他
	○その他
ふれあいホ	▶建物等に関すること
ール	〇施設点検、管理 定期
	・屋外トイレ
	清掃の変に応じて随時
	点検・トイレットペーパーの補充、蛍光灯の交換等
	・周辺の清掃 随時
	・その他
	〇設備点検、保守 定期

	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	○その他
	▶事業に関すること
	〇受付
	○その他
	▶団体に関すること
	〇関係法令等 消防法 他
	○その他
林産物展示	▶建物等に関すること
販売所	〇施設点検、管理 定期
	・草刈 8回/年
	・低木等の伐採
	・その他
	〇設備点検、保守 定期
	・施設管理 外部委託可能
	・浄化槽維持管理(点検・汚泥抜き取り・法定検査):外部委託可能
	その他
	〇簡易な修繕・補修(工事費10万円未満)
	○同勿なじ帰・補修(工事員10万日不両) ○その他
	▶事業に関すること
	〇総合案内 外部委託可能
	○その他
	▶団体に関すること
	〇関係法令等 消防法 他
	○その他

(2)保守管理契約及びリース契約等について 各施設ごとに明記したもの以外に CATV 利用料等がある。

(3)備品の管理
 指定管理者は、施設内にある備品を保管・整理し、購入及び廃棄等の異動については町に報告する。
 (4)再委託の禁止

指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- 3 管理の体制 緊急時に備えて安全管理体制を作ること。
- 4 業務の内容
  - (1)施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (2)利用料に係る業務

条例に基づき、利用料の額を設定し、事業計画及び収支予算の算定基礎とすること。

- ア 利用料の収受 利用料を収受すること。指定管理者が必要と認めた場合は、後納の取り扱いも可能である。な お、利用料は指定管理者の収入となる。
- イ 利用料の減免 指定管理者は、条例に基づき、利用料の減免をすることができる。なお、減免で生じる減収に かかる補填は行わないものとする。
- 5 管理の範囲

別紙に示す範囲はあくまでも概略図であり、現地と設備の配置等が異なることがあるため注意すること。

- 1) 林産物展示販売所
  - ・交流館が立地する敷地とその周囲及び駐車場、裏の公園敷地、法面。

2)その他

・別紙参照のこと

6 その他

指定管理者は、この仕様書に定めるもののほか、業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じたときは、町と協議し決定する。